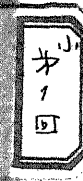


極 秘
~~秘~~一般請求権小委員会臨時小委
員会第1回会合昭36.1.24
北東アジア課

1. 一般請求権委員会第4回会合(1/1月22日)における合意に基づいて、対日請求要綱第2項(1)通信局関係の事実関係を調査するための臨時小委員会第1回会合が、1/1月24日午後3時から4時まで、外務省826号室において、次のとおり双方出席の下に開催された。

日本側出席者

郵政省貯金局第2業務課

柄田課長

"

石鍋補佐

"

助川事務官

"

鈴木事務官

"

大野事務官

"

簡易保険局業務課

野田課長

"

保科補佐

"

八十島補佐

大蔵省理財局外債課	金子 補 佐
外務省条約局条約課	大 森 事務官
” アジア北東アジア課	杉 山 事務官
”	渡 辺 事務官
”	久 一 事務官

韓国側出席者

代 表	韓国銀行参事	李 相 徳
専門委員	逡信部郵政局郵便貯金課長	金 洛 天
”	經濟企画院長秘書官	洪 允 燮

2. 議事要旨

- (1) まず、靑田課長および李相徳代表がおのおの出席者の紹介を行ない、日本側は逓信局関係は内部的に細かく、また会談を早く進行させるため、多くの者を出席させるようにした旨述べ、李相徳代表より、本小委員会是一般請求権委員会第4回会合の委任により、逓信局関係の作業を取り扱うこととなつたが、韓国側としては1945年9月15日現在の決算表を基礎として、日韓双方がもっている数字のつき合せを行なうことと了解している。今後如何に作業を進めたらよいか、名案があれば出していただきたいと述べ、これに対し靑田課長は、自分も一般請求権委員会第4回会合の討議の結果をそのように了承している、日本側もすでに一応の数字はもっており、今後両者の数字をつき合わせることになるが、日本側数字と一般請求権委員会第4回会合で韓国側が示した14億という数字との間に相

当の開きがあるので、韓国側より如何なる資料によつて算出したものか説明していただきたいと述べた。

- (2) 李代表は、韓国側は決算表によつたものである。日韓双方が異つたままの数字を交換し、互いに検討し、異つた点の発見に努力し、大体どれだけ近寄れるか討議し、近寄れなければそのまま請求権委員会に報告することとしたいと述べ、続いて金洛天課長より、決算表の正式の名称は「為替、貯金および歳入・歳出総決算表」で、京城貯金管理所にあつたものである。この決算表は日本側にも昭和18年11月までのものは届いており、それ以後のものは作成がくれ、届いていないはずだ。また「日計表」は昭和20年10月中旬まで届いているはずであるとの説明があつた。

(3) そこで鞆田課長より、決算表については昭和 / 8 年 / / 月分まで、日計表については昭和 20 年 / 0 月中旬までの受領を確認し、日本側数値も送付されたこれら「決算表」と「日計表」によつて算出したものである（昭和 / 8 年 / / 月末までは決算表、その後は日計表の集計による）。決算表は月末のものであるが、韓国側は 9 月の / 5 日間はどのような方法で計算したのかと尋ねたところ、李代表は、それは 8 月と 9 月の決算表より推定したものであると答えた。

(4) 次に作業の段取りについての話合いが行なわれ、李代表より、 / 9 4 5 年 9 月 / 5 日が一応の期日の基準になつていたので次回は / 9 4 5 年 9 月 / 5 日現在各項の残高をつき合わせ、どの項目がいくら違うか検討し、また韓国人分、日本人分の種分けは韓国側としても創氏改名等により原簿、通帳によつても種々困難があり、これを人口

比例、口座数および過去の実績等を考慮しながら区別し、試算してみてはどうかと述べたのに対し、柄田課長はこれを了承した。

柄田課長より、郵便貯金の原簿は、ソウル、全州、釜山、平壤、咸興の5都市の貯金管理所にあつたが、これら原簿は現在韓国政府が保有しているかと質したところ、李代表より請求権委員会の会合において南北問題と証憑問題は臨時小委員会ではとりあげないとの了解があつたと述べたので、渡辺事務官より、南北問題はそのとおりだが、証憑問題を本小委員会で扱わないとは了解していないと述べたのに対し、李代表より、その点請求権委員会で検討しようと述べていた。

- (5) 柄田課長より、日本人で朝鮮の郵便貯金を保有していたものに対しては、戦後昭和29年に立法措置を講じ、預金者に対し、支払いを行なっているが、簡易保険、年金

については、これが朝鮮総督府の特別会計であるとの理由で、日本人該当者にも何らの手当がなされていないことを承知しておいてもらいたいと述べたところ、李代表より、上記立法措置により支払われた金額はいくら程かと質したので、金子補佐より、同措置は台湾等旧領土すべてを含めたものであり、朝鮮のみの数値は判りかねるかも知れないと述べ、更に同補佐より、朝鮮簡易生命保険関係は朝鮮総督府の特別会計であつたので、郵便貯金と法的性格が異なる、この点を一般請求権委員会第4回会合で吉岡主査代理が指摘したところ、韓国側では検討の上、次回に回答することになつていたので、それを待つて資料あるいは数字を提出したほうがよいのではないかと述べるとともに簡易生命保険の金額はどのようにして算出したものであるかと尋ねた。これに対し、李代表は自分も金主査の発言を承

知しており、法律問題はそのまま後に残し、
とりあえず数字のつき合わせを行なつては
どうかと述べ、簡易保険の金額は積立金か
ら逆算したものであると答えた。これに対
し、野田課長は簡易保険については次回ま
でに日本側試算ができるかどうか分らない
ができるだけ努力してみようと述べた。

(6) 李代表より、(d)項および(e)項については、
日本側として殆んど資料がないと思われ韓
国側の資料を検討してもらいたいと述べ、
金課長より、(d)項については、熊本貯金支
局において把握できると思うと述べた。

(7) 次回会合は11月30日(木)午前10
時よりとし、双方郵便貯金等についての試
算を提出し、またその日本人分、韓国人分
についても一応の数値を提出し合い、これ
を検討することとなつた。